

委員会だより

第 5 号
平成17年 4月15日

事務局：教育委員会事務局学校計画課
(671-3252)
青葉区役所地域振興課
(978-2469)

青葉区黒須田地区等通学区域調整等委員会の第5回目の部会(第一・第二部会)及び第2回全体会が、平成17年3月17日に開かれました。第一・第二合同部会においては、黒須田小が関係する中学校の通学区域について、前回提示した5案について検討し、次のとおり承認されました。

引き続き開催された全体会において、各部会の決定事項をまとめた意見書(案)を了承しました。これにより、黒須田小の新設に伴い昨年10月から7回にわたって開催された通学区域調整のための本委員会は今回をもって終了しました。

第一・第二合同部会

黒須田小に係る中学校は、全域すすき野中に

～同区域全域に特別調整通学区域を設定し、あざみ野中も選択可能に～

黒須田小に係る中学校の通学区域について、前回の部会で、事務局から5案を提示しました。これを各自治会やPTAの意見を踏まえ検討した結果、第一部会としては、E案()を選択することとなりました。

E案：黒須田小全域すすき野中。同区域に特別調整通学区域を設定し、あざみ野中も選択可能

黒須田小に係る中学校通学区域に関する主な意見・質問など

保護者からの意見をもとに、なるべく多くの保護者が納得すると思われるE案を選択した。その理由としては、特別調整通学区域設定は地域の一体性がなくなるとの懸念もあるが、現在でもあざみ野第二小から40%以上が私学に通学しており、「地域の一体性」にあまりとらわれることはない、黒須田小の通学区域は、現在でもみたけ台中とあざみ野中の特別調整通学区域が設定されており、特別調整通学区域に対するなじみがある、黒須田・大場町地区は南北に長く、地域によりすすき野中とあざみ野中を希望する人がいるなどによる。

すすき野中は、現在11学級で適正規模を下回っている。小規模校なりの良いところもあるが、生徒にとってより良い環境を考えると適正規模が望ましい。すすき野中の生徒が増えることにより、生活環境及び部活動の充実が期待できるため、B案(黒須田小全域すすき野中)を希望する。

あざみ野第二小PTAアンケートの結果や当事者の意見を聞くと、個人的にはいろいろ迷いがあるがE案が良いと思う。ただ特別調整通学区域を広範囲で設定するのはどうなのか。

教育委員会の基本方針のなかでの通学区域の適正化方策として、学校の受入能力に支障がない限り、直近の学校が指定校となるよう通学区域を変更することや特別調整通学区域を拡大することとし、通学区域の弾力化を推進しています。

黒須田小の卒業生があざみ野中とすすき野中を選択できるようになった場合、黒須田小の区域は、今まで別の中学校の通学区域であったため、すすき野中についての情報がない。今後、黒須田小の6年生がすすき野中の授業参観や学校行事に参加できるような機会がほしい。

最終全体会

通学区域等に関する意見書(案)を了承

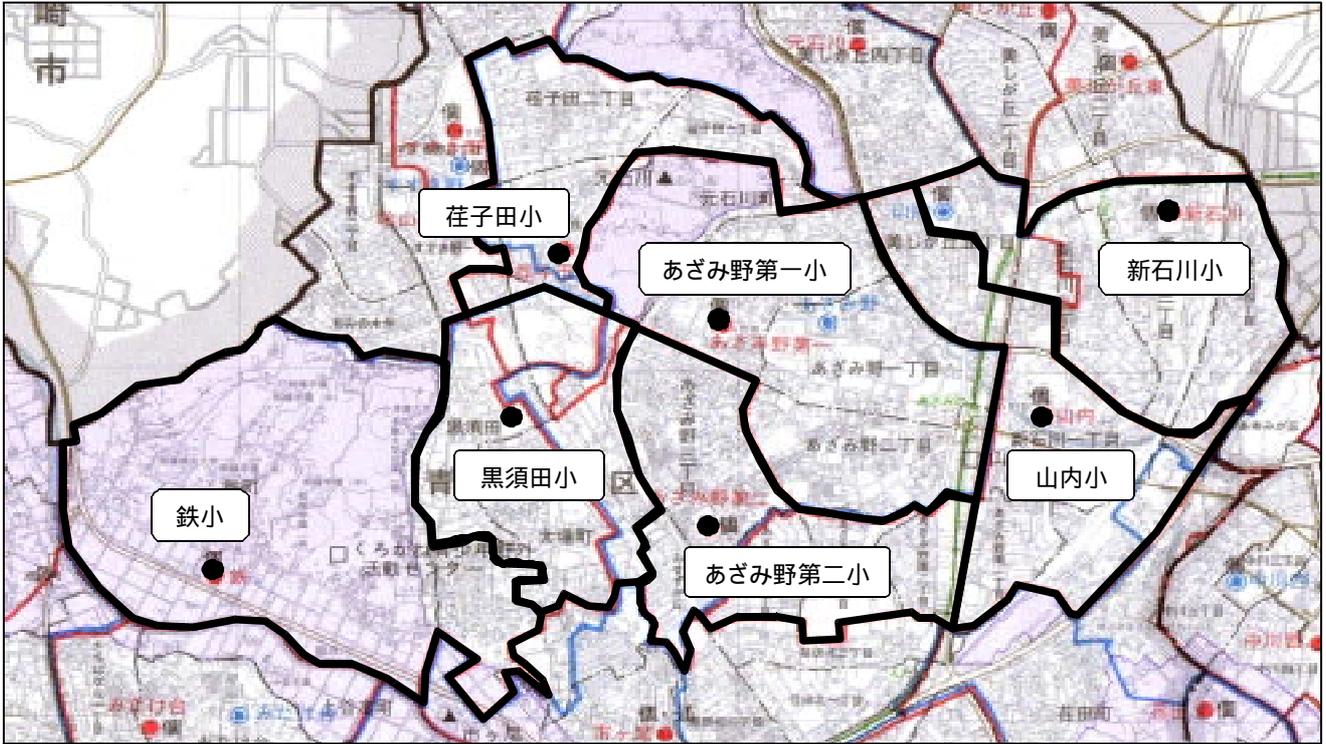
～青葉区黒須田地区等通学区域調整等委員会は終了～

第一・第二合同部会の後に、全体会が開かれ、今までの各部会の検討結果を踏まえた「青葉区黒須田地区等通学区域等に関する意見書」(案)を事務局が作成し、その内容について了承されました。なお、意見書は、今後、委員長及び第一・第二・第三部会長連名で教育長あてに提出することとなりました。

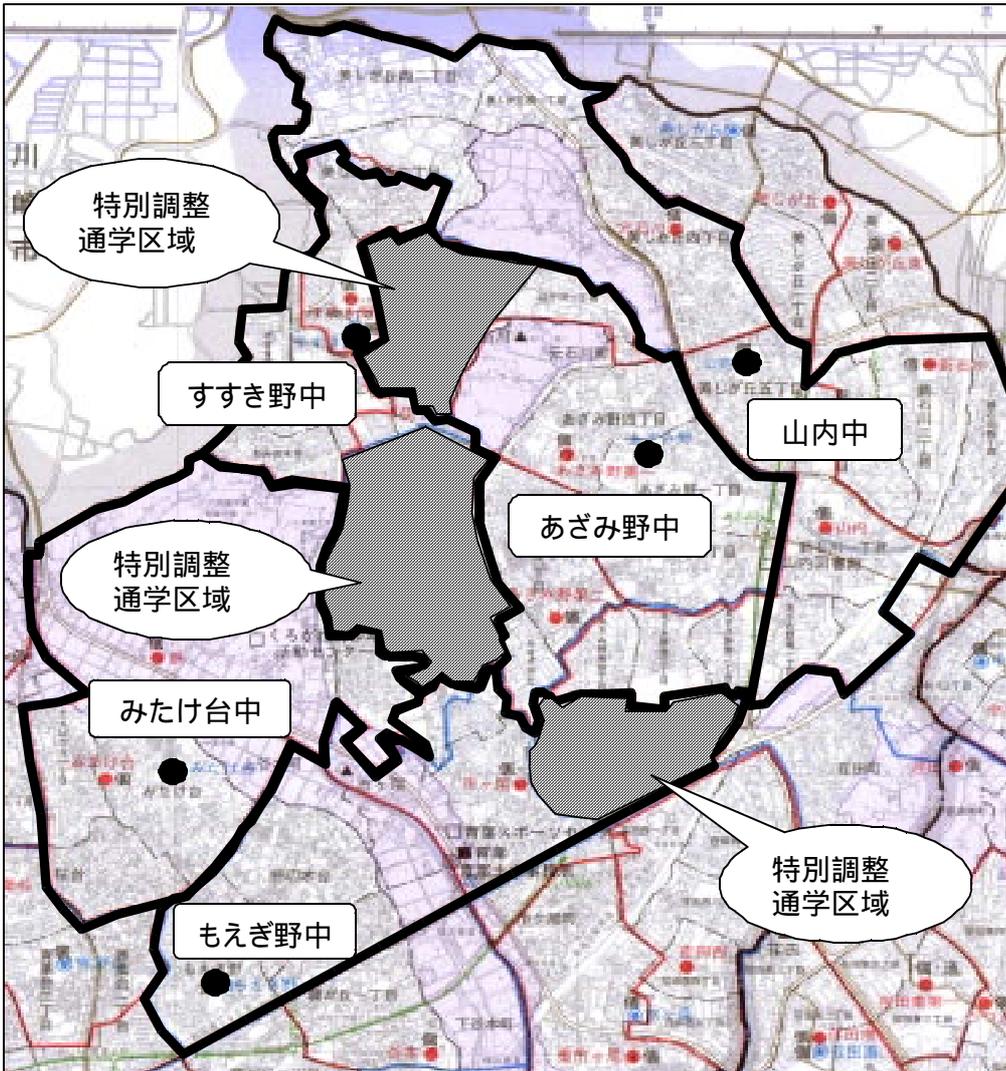
意見書の内容(要旨)については、裏面のとおりです。



小学校の通学区域案



中学校の通学区域案

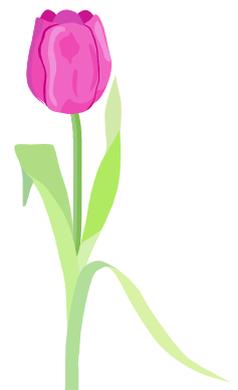


特別調整通学区域
(いずれかの学校を
選択できる地域)

正規校：あざみ野中
受入校：すすき野中

正規校：すすき野中
受入校：あざみ野中

正規校：もえぎ野中
受入校：山内中



青葉区黒須田地区等通学区域等に関する意見書（要旨）

1 新設校及び関係小学校の通学区域について

黒須田小学校 （新設校）	現行鉄小学校区域内の特別調整通学区域 ただし、次の区域（やよいが丘自治会に係る区域）を除く。 大場町174番地の429、174番地の430、174番地の433、 214番地の5～214番地の8、231番地の31、231番地の33、231番地の62、 235番地の1、235番地の2、242番地の14～242番地の20、350番地の3、 350番地の4 大場町のうち、現在あざみ野第二小学校、あざみ野第一小学校、 荇子田小学校の区域 ただし、大場町384番地の20～384番地の26（みすずが丘自治会に係る区域） を除く。
鉄小学校	現行鉄小学校区域から特別調整通学区域を除いた区域 大場町174番地の429、174番地の430、174番地の433、 214番地の5～214番地の8、231番地の31、231番地の33、31番地の62、 235番地の1、235番地の2、242番地の14～242番地の20、350番地の3、 350番地の4（やよいが丘自治会に係る区域）
あざみ野第二 小学校	あざみ野三丁目、みすずが丘、あざみ野南二丁目・三丁目・四丁目 大場町384番地の20～384番地の26（みすずが丘自治会に係る区域）
荇子田小学校	現行荇子田小学校区域から大場町、黒須田を除いた区域
あざみ野第一 小学校	現行あざみ野第一小学校区域から次の区域を除いた区域 ・大場町 ・あざみ野南三丁目15番地 あざみ野二丁目38番地
山内小学校	現行山内小学校区域から、次の区域を除いた区域 ・あざみ野南二丁目・三丁目・四丁目 ・あざみ野二丁目38番地 ・新石川二丁目5番、6番、12番、13番 ・美しが丘五丁目1番～8番、12番 ・都筑区あゆみが丘5番3号～5番5号
新石川小学校	現行新石川小学校区域 美しが丘五丁目1番～8番、12番 新石川二丁目5番、6番、12番、13番

2 関係中学校通学区域について

あざみ野中学校	変更後の、あざみ野第一小学校区域、あざみ野第二小学校区域、 荇子田小学校区域 黒須田小学校区域は希望により選択可能
すすき野中学校	現行すすき野中学校区域 黒須田小学校区域 黒須田小学校区域に特別調整通学区域を設定（受入校：あざみ野中学校）
みたけ台中学校	現行みたけ台中学校区域から次の区域を除いた区域 ・黒須田小学校区域 ・市ケ尾小学校区域内のみたけ台中学校区域
もえぎ野中学校	現行もえぎ野中学校区域 市ケ尾小学校区域の現行山内中学校区域 市ケ尾小学校区域の現行山内中学校区域となっている区域に 特別調整通学区域を設定（受入校：山内中学校）
山内中学校	現行山内小学校区域から、次の区域を除いた区域 ・あざみ野二丁目38番地 ・あざみ野南二丁目・三丁目・四丁目 ・都筑区あゆみが丘5番3号～5番5号 市ケ尾小学校区域の現行山内中学校区域は希望により選択可能

- 3 通学区域の変更時期について
 通学区域の変更時期は、原則として、黒須田小学校の開校時の平成19年4月。ただし、次の区域については、できるだけ早い変更を望む保護者の要望があるため、平成18年4月とされたい。
 ・市ケ尾小学校に係る中学校の通学区域 ・都筑区あゆみが丘5番3号～5番5号
 また、山内小学校と新石川小学校に係る通学区域変更についても、平成18年4月を目途とされたい。
- 4 経過措置について
 (1) 平成19年4月の黒須田小学校開校時、黒須田小学校区域に居住する現あざみ野第二小学校の児童は、黒須田小学校に通学することを原則とする。
 (2) (1)以外については、通学区域変更後の指定校に就学することを基本とするが、既に入学の児童生徒については、必要に応じ経過措置をとり、従前校への通学を継続できることとされたい。
 (3) (2)で、従前の小学校を選択した児童については、中学校進学の際も小学校の友人関係を考慮し、従前小学校の通学区域が指定する中学校への入学も選択できることとされたい。
 (4) 現在、鉄小学校区域内の特別調整通学区域で今回の変更によって鉄小学校区域になる現居住世帯（1 新設校及び関係小学校の通学区域について「鉄小学校」欄参照）については、経過措置により黒須田小学校に通学できるよう指定地区外就学を認めていただきたい。
 (5) これ以外にも、通学区域の変更等に際しては、必要に応じ経過措置をとられたい。
- 5 特別調整通学区域の設定について
 (1) あざみ野南二丁目・三丁目・四丁目に係る小学校通学区域（正規校：山内小、受入校：あざみ野第二小）
 あざみ野第二小学校への児童の円滑な移行と山内小学校の過密緩和のため、平成18年度の1年間のみ設定されたい。なお、対象は、平成18年度の新1年生及び転入者とされたい。
 (2) 市ケ尾小学校区域の山内中学校区域（正規校：もえぎ野中、受入校：山内中）
 今までの経緯と保護者の要望等を踏まえ、市ケ尾小学校区域で山内中学校区域となっている荏田北一丁目・二丁目・三丁目に設定されたい。
 (3) 黒須田小学校区域に係る中学校通学区域（正規校：すすき野中、受入校：あざみ野中）
 これまで特別調整通学区域としてあざみ野中学校への通学が認められていた経緯を踏まえ、あざみ野中学校へ通学できるよう設定されたい。
- 6 別途調整する地域について（今後地域の意見を聞きながら必要に応じ変更）

地 域	変 更 内 容
市ケ尾小学校区域の谷本川南側の一部 (市ケ尾町2167番地の一部)	市ケ尾小学校区域からもえぎ野小学校区域へ変更
すすき野一丁目1番地～2番地	荏子田小学校区域から嶮山小学校区域へ変更

おわりに

通学区域については、「学校規模」「通学時間・通学距離」「通学の安全性」「地域コミュニティとの関係」を総合的に検討するという教育委員会の基本方針を受け、当初想定した検討事項に加え、委員の提案についても熱心に協議し、これまで記載した「意見」を本委員会の結論としました。

黒須田地区等の通学区域等の変更の際には、本意見書を基本としつつ、今後も地域の意見を聞くなかで、必要に応じ特別調整通学区域の設定や、経過措置を設けるなど柔軟な対応がなされることを望みます。

今回は、主に黒須田地区周辺の学校規模や通学区域の課題を改善していくために本委員会で検討しましたが、青葉区には他にも元石川小学校など児童数の増加や通学区域に課題のある地域があります。黒須田地区に引き続きこれら地域の教育環境の改善にも取り組んでいただくことを要望します。

さらに、青葉区には、横浜市が保有している学校予定地が複数存在します。昨今の経済状態や人口動向、特に少子化を考えると、これらすべての予定地に学校が建設されるかどうか疑問の声があります。現状では、スポーツ利用等の暫定利用が行われていますが、その利用実態についても課題があるものと認識しています。これら用地の今後のあり方についても、地域とともに検討していく必要があると考えます。

この意見書の提出により、本委員会はその目的を達しますが、今後もいろいろな形でそれぞれの学校にかかわりを持つなかで、今回の意見書が施策に反映され、学校を取り巻く環境が改善されることを期待しています。そしてそのことにより、それぞれの学校に通う子どもたちの健やかな成長を願うものです。

ホームページのご案内

青葉区黒須田地区等通学区域調整等委員会

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/chousei/index.html>

横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化と通学区域制度の見直し

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/gakku.html>

横浜市教育委員会

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/index.html>